

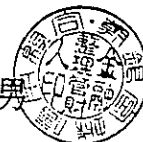
金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律第13条に基づく報告書

平成13年6月18日

朝銀宮城信用組合

金融整理管財人 森谷 良男



金融整理管財人 豊田 耕史



目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III. 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

組合は、平成12年12月16日金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会より受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査につきましては、平成12年12月16日に選任されてから即作業を開始したものの、時間的制約等もあり本報告の内容について十分でない部分があると思いますが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上のみならず刑事上の責任をも明確にするための作業を続けており、これらにつきましても、後日、より明らかにしたいと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和41年6月22日、宮城県内に居住する在日朝鮮人の「相互扶助」と「企業育成」のため設立されました。

宮城県下一円を事業地区として、本店を仙台市におき、今日に至るまで店舗は本店のみで営業しております。

業務体制は主として訪問・集金などの渉外活動により小口の預金を集め、地域の在日朝鮮人の経営による中小零細企業等に対して融資をするなど、協同組合組織としての特性を活かした経営を行ってまいりました。

因みに、事業地区である宮城県内信用組合での預貸金のシェアは次ぎのとおりです。

(単位：%)

項 目	預 金	貸出金
ピーク時平成8年3月末	7.50	7.88
平成12年12月末	2.25	4.96

(2) 経営破綻に至った経緯

創業以来今日に至るまで、地域における協同組織金融機関として組合員（主に在日朝鮮人同胞）への資金提供などで業務推進を図ってまいりましたが、バブル崩壊を境とした景気の長期低迷などによって主要取引業態である遊技業、飲食業を中心に経営の悪化する取引先が続出し貸出金の不良債権化が進むことになりました。

融資構造において、1億円以上の貸出先が平成2年3月期には総融資量比で28.8%だったものが平成4年3月期には50.6%となり、以降50%を下回ることなく推移

しました。

業種別貸出においても、遊技業を含むサービス業に対しては平成2年3月期ではすでに50.2%に達しており、それが平成10年3月期には69.7%に及びました。

このようなポートフォリオを含めた諸リスク管理の甘さが露呈し、平成8年3月期から同10年3月期までの間、1,168,427千円の償却や引当てを行いました、同11年3月期決算において、さらに、1,912,179千円の償却・引当が必要になった結果、229,482千円の債務超過となりました。

(平成11年3月期利益 ▲773,959千円、組合員勘定▲229,482千円)

このような状況の下で、当組合は自主再建を断念し、平成11年5月14日、宮城県に対して金融再生法第68条1項に基づく申出をし破綻を公表いたしました。

(3) 破綻に至った要因

融資先が概ね在日朝鮮人故か、借入申込者の経営状態、資金使途、返済財源等の調査確認の配慮に欠けた取扱が認められるほか、その後の業況把握に必要な財務諸表等の徴求も少なく、延滞発生時の接触や追加保全措置等の対応にも見るべきものがないなど貸出にかかる審査、管理、回収が不十分であったと思われます。

更に、融資構造改善について具体的な対応策は何ら採られておらず、地区外貸出や信用供与限度額超過の貸出等の運用面での問題もあり、これらが貸出金の不良債権化につながり、破綻に至った要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成11年3月期決算を前にして平成10年12月末を基準日として資産の自己査定を行いました、劣化が想像以上に進み、貸出金はⅢ分類、Ⅳ分類額の合計額が902百万円となり、その結果平成11年3月期の自己資本比率は▲1.92%と、前期末の6.02%から大きく低下いたしました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、前記のとおり平成11年3月期において自己資本比率が▲1.92%にまで低下しました。また、預金高もそれ以前の平成8年3月期をピークに漸次減少し同11年3月期には預貸率が98.91%に達するなど資金繰りが悪化し、預金の流失は更に続きました。

このような状況から、取引先の信頼を回復することは極めて困難であり預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき金融再生法第68条第1項に基づく申し出を宮城県に対し行うに至りました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、事業地域である宮城県下在日朝鮮人経営の遊技業、飲食業、小売業など中小零細企業や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：1店 (単位：百万円、%)

項 目	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金額高	13,085	100.0	11,969	100.0	11,328	100.0	9,477	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	9,559	73.1	8,815	73.7	8,396	74.1	7,195	75.9	35,524	72.3
う ち 個 人	3,526	26.9	3,154	26.3	2,932	25.9	2,282	24.1	13,143	26.8
うちその他	0		0		0		0		424	0.9

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への訪問活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：1店 (単位：百万円、%)

項 目	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預 金 残 高	12,260	100.0	11,453	100.0	6,004	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	8,264	67.4	7,284	63.6	3,914	65.2	54,553	78.7
うち法人預金	1,910	15.6	1,899	16.6	740	12.3	12,000	17.3
うちその他	2,086	17.0	2,270	19.8	1,350	22.5	2,762	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資信託主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後売却し残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移> (単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末の 評価損益
投資有価証券	129	137	40	0.2
国債・地方債	30	38	39	0.4
株式	1	1	1	▲0.2
その他(投資信託)	97	97	0	

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産は以下のとおりです。

業務運営上不可欠な事業用不動産を除き、所有不動産1件（代物弁済にて取得した処分可能な土地）について早期売却する方針です。

<固定資産の状況>

(単位:百万円)

項 目	土 地				建 物			
	件数	現在簿価	鑑定価格	含み損益	件数	現在簿価	鑑定価格	含み損益
事業用不動産	2	220	147	▲74	8	66	26	▲40
所 有 不 動 産	1	12	19	7				

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりです。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

項 目	11 年 3 月 期		12 年 3 月 期		業界平均 (12 年 3 月 期)	
	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合	貸出金 残高	貸出金に占 める割合
破綻先債権	703	6.2	1,315	13.9	1,381	2.8
延滞債権	1,467	12.9	2,482	26.2	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	313	2.7	332	3.5	401	0.8
貸出条件緩和債権	223	1.9	159	1.6	2,328	4.7
合 計	2,706	23.8	4,288	45.2	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

項 目	平成 12 年 3 月 期		業界平均 (12 年 3 月 期)	
	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合
破綻更生債権等	2,846	30.0	3,116	6.0
危険債権	950	10.0	2,998	5.8
要管理債権	491	5.2	2,170	4.2
正常債権	5,189	54.7	43,363	84.0
合 計	9,477	100.0	51,647	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力をつくします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の事業地域において、引き続き地域の在日朝鮮人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

上記の方針に基づき、かつ民族系金融機関としての特性を勘案して朝銀北東信用組合が最も妥当な相手先であると考え、協力を要請していたところ事業譲渡について、基本的に両者間で合意に達しました。

これを受けて、去る平成11年9月14日に朝銀北東信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信用組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいります。

以 上